

①

辯護側書証 第百九号
法廷証 第 号

check
スミ

2926

西米利加合衆國對澤田茂其地
裁判記録シラノ抜粹

在中國合衆國陸軍司令官ノ召集
ニカニル軍事未仕會ニ於テ

米國對

澤田 茂

和光 工一也イ

田隆平ハ利
龍田外次郎

第四卷
中國上海

四〇一頁ヨリ四〇四頁ニテ
一九四二年五月一日

田隆平

右に自己ニ就テノ証人トシテ出席シ命
ラレタリ

貴君ハ曾テ支那ニ於テ第拾陸軍
員ガアリマシタカ

ハイ・ソウゲアソマス

一九四二年八月 貴君ハ陸軍テトシ

テハ職務ヲシテ居リマシタカ
私ハ参謀ノ員トシテ職務ニ従
リマシタ

就テ

x
x
x
x

内貴下ハ一九四三年八月ニトウリツトン飛行士ノ

~~裁判~~ 裁判官ニ任命サレシマカ
ハ為陸軍

答 サウデアリス (四〇二頁)

X
X
X
X

答問

烟女依り裁判所ヲ何ト云ヒマシタカ
 烟女依が言ヒマシタ通リノ言葉ハ判リ
 マセシガ最初ハ名ノ飛行士ノ名前ヲ
 申シマシタレカウ種々ナ證據ヲ
 上ゲマシテ飛行士ニ就イテ取問ヲ行
 ヒマシタカ軍法ニ照シテ有罪
 ナルコト故ニ刑ノ重キヲ要ス
 言ヒマシタ之レガ論告ノ結末トシテ示
 ンレマシタ

余ハ刑ハ死刑ヲ宣告スル事ヲ要セ
 ス